

大 第 6 6 2 号  
令和2年12月10日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。

さて、このことについて、環境省水・大気環境局長から、令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号で別添のとおり通知がありました。

今回の改正により、建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事における石綿飛散防止対策の規制が強化されることから、内容について貴団体会員へ周知してまいりますようお願いいたします。

なお、これまでに公布された、大気汚染防止法の一部を改正する法律等については、以下の環境省ウェブサイトに掲載されていることを申し添えます。

[http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html)

(担当)

千葉県環境生活部大気保全課大気規制班

(電 話) 043-223-3804

(e-mail) e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp